

## 一般社団法人Spice 賛助会員規約

### 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人Spice（以下「本法人」という）の定款第5条（2）に規定された賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（賛助会員の定義）

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体を指す。

### 第3条（入会）

1. 賛助会員への入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、理事会の承認を得るものとする。
2. 理事会は、入会申請者が本法人の目的に賛同するかどうかを審査し、承認または不承認を決定する。
3. また、会員は1年単位とし、年度途中にかかわらず入会月から1年である。

### 第4条（賛助会員の特典）

賛助会員は、以下の特典を享受するものとする。

1. 本法人が開催するイベント、セミナー、ワークショップへの優先招待。ただし、希望者多数の場合は毎回参加できないことがある。
2. 本法人が発行するニュースレターや報告書の提供
3. 本法人が発行する年次報告書に賛助会員として氏名・企業名およびロゴマークを掲載することができる。
4. 本法人が主催するイベント、セミナー、ワークショップについて、理事会との協議の上でチラシを広告ブースに設置することができる。
5. 賛助会員が主催するイベントや研修会等の情報について、理事会との協議の上で当法人の会員へ発信することができる。
6. 本法人のホームページで氏名・企業名およびロゴマークを掲載することができる

### 第5条（議決権）

賛助会員は本法人の総会における議決権を持たない。

## 第6条（会費）

賛助会員は、入会費5,000円と年会費1口20,000円を納入するものとする。

1. 年会費は1口以上支払うものとする。
2. 会費は一度納入された後、返還しないものとする。
3. 年会費の納入は原則として入会した翌月末までに賛助会員が振込手数料を負担した上で当法人指定の口座に振り込むものとする。

## 第7条（会員資格の喪失）

賛助会員は、以下のいずれかの理由により会員資格を喪失します。

1. 本人または法人からの退会申し出
2. 年会費の未納が2年にわたった場合
3. 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったと理事会が認めた場合

## 第8条（規約の改定）

本規約の改定は、理事会の決議により行うことができます。

## 第9条（附則）

本規約は、2024年11月21日より施行します。